

## JAB RL331:2020 (第9版) に対するコメント

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
1	高橋千晴	1.2	7	E	寄与している文書化	寄与している、文書化	○ご指摘ありがとうございます。採用させていただきます。
2	高橋千晴	1.2	24	E	JIS Q 17025:2018	JIS Q 17025:2018	○ご指摘ありがとうございます。
3	高橋千晴	3.1 1)		E	ISO/IEC 17025:2017	ISO/IEC 17025:2017	○ご指摘ありがとうございます。
4	高橋千晴	3.1 2)		E	仏語のタイトルは必要か		○仏文箇所は削除いたしました。
5	高橋千晴	3.1 7), 8)		E	ILAC-P10 ILAC_P14	ILAC P10 ILAC P14	○ご指摘ありがとうございます。
6	高橋千晴	3.2 1)		E	TS Z 0032 は廃止されてい る	VIM3 の用語は、JIS Z 8103:2019 に 概ね取り入れられているが、同等でな い。検討が必要。	○TS Z 0032 は仰る通り 2018/8/20 に廃止さ れていることを確認。これへの引用を削除しまし た。あくまでも ISO/IEC Guide 99:2007 が正と 考えます。(参考: IAJ 指針文書 URP23-07 でも 同様の対応にて改定している)。
7	高橋千晴	3.2 2)		E	TS Z 0033 は廃止されてい る	日本規格協会から本が出版されている	○TS Z 0033 は仰る通り 2018/8/20 廃止さ れていることを確認。対応は同上。
8	高橋千晴	3.2 5)		E	URP23 は、第7版 (2019.7.1) が出ている		○ご指摘ありがとうございます。改定を確認し 修正しました。
9	高橋千晴	4.25		E	用語の出典が示されていな い		○ご指摘ありがとうございます。出典である [VIM 2.7]を追記いたしました。
10	高橋千晴	5. b)		E	「固有標準」は、説明が必要 と思われる	VIM 5.10 intrinsic measurement standard	× VIM 5.10 を定義の 4.26 に追加を検討も、 JIS Q 17025 で該当用語の特別な説明がないこ とから、ここでは特記しないことにしました。
11	高橋千晴	6. 2)		E	ゲージブロック	ブロックゲージ (JIS B 7506)	○ISO 規格は「Gauge Block」が正。しかし JIS

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」又は「E (編集上のコメント)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
						付属書 B 例 1 もブロックゲージとなっている	では依然「ブロックゲージ」なので、これに合わせることにいたしました。
12	高橋千晴	6.1		E	“ラボラトリに対する要求事項” 臨床検査室は、ISO 15189 を挙げ、6.2～6.4 に標準物質生産者などが記述されている。	6.1 試験所・校正機関に対する要求事項 6.2 臨床検査室に対する要求事項 以下番号を修正	○ご指摘ありがとうございます。採用させていただきました。
13	高橋千晴	6.1		E	JIS Q 17025 の 6.5	JIS Q 17025:2018 の 6.5	○ご指摘ありがとうございます。
14	高橋千晴	6.1 注 2		T	“内部校正を行う試験所” 校正機関も認定外の内部校正を行うことがある。他のラボラトリはどうか。	内部校正を行うラボラトリ (No.11 を採用する場合は、調整してください)	○ご指摘ありがとうございます。採用させていただきました。
15	高橋千晴	6.3 注 3		E	試験所等	ラボラトリ	× 6.3 に注 3 は該当がありませんでした。6.1 の注 3 については試験所に対する特記で校正機関を含まないので、ラボラトリに置き換えないことといたしました。
16	高橋千晴	7.1	10	E	場合でも、	場合でも、	○ご指摘ありがとうございます。
17	高橋千晴	7.1	11	E	“CIPM MRA の付属書 C” BIPM のウェブサイトを確認すると、今は Appendix C という呼びかたはしていない。JIS の情報は古い。	CIPM MRA database(KCDB)	○ご指摘ありがとうございます。採用させていただきました。
18	高橋千晴	7.1	16	E	NMIJ-AIST	NMIJ AIST (BIPM の MRA signatory の表記)	○ご指摘ありがとうございます。採用させていただきました。
19	高橋千晴	7.1 注 1		E	KCDB の URL	<a href="https://www.bipm.org/kcdb/">https://www.bipm.org/kcdb/</a>	○ご指摘ありがとうございます。採用させていただきました。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
20	高橋千晴	7.2.1 注		E	NITE 認定センターのウェブサイト ASNITE 認定であるとの情報がないと、探しにくい		○ご指摘ありがとうございます。採用させていただきました。ASNITE の名称追加、URL を最近のものに置き換えました。
21	高橋千晴	7.2.2		T	jcscs 校正 JEMIC のウェブサイトの「特定校正」には、時間、周波数、圧力、質量、一次元寸法測定器、トルクは見当たらない。	確認してください	○ご指摘ありがとうございます。部内コメントで追加した項目、ご指摘の通り Web サイトでは確認できないので、左記項目は追加しないことといたしました。 <a href="https://www.jemic.go.jp/kousei/calibration.html#cal05">https://www.jemic.go.jp/kousei/calibration.html#cal05</a>
22	高橋千晴	7.3		E	JIS Q 17025 に準拠して・・・ 海外の機関は、JIS に準拠しているわけではない	JIS Q 1707.325 (ISO/IEC 17025) に準拠して・・・	○ご指摘ありがとうございます。採用させていただきました。
23	高橋千晴	7.3		T	JAB 認定、ASNITE 認定の校正機関も要件を満たすが、言及がない。		×JAB 認定、ASNITE とともに、特別な言及はないが 7.3.1 ILAC/APAC MRA に含まれていますため特記しないことにいたしました。
24	高橋千晴	7.4		E	SI 単位に提供できない	SI 単位への証明できない	○ご指摘ありがとうございます。採用させていただきました。
25	高橋千晴	8.1 b)5)		E	試験所の環境条件	ラボラトリの環境条件	○ご指摘ありがとうございます。採用させていただきました。
26	高橋千晴	8.1 b)6)		E	不確かさ推定の手順	不確かさ評価の手順	○ご指摘ありがとうございます。採用させていただきました。
27	高橋千晴	8.2 注 1		E	一分子生物学的試験	一分子生物学的試験— RL359 も同様	○ご指摘ありがとうございます。採用させていただきました。
28	高橋千晴	附属書 A 3.	3	E	きる。	きる。	○ご指摘ありがとうございます
29	高橋千晴	附属書 A 4.		T	JIS Q 0032 は、廃止されている。ISO GUIDE 32:1997	4.は削除 (附属書 A 全体が、必要性が疑問であ	○JIS Q 0032:1998 は 2019/4/22 に廃止、ISO Guide 32:1997 も廃止を確認しました。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					も withdrawn になっている。	る。化学の専門家に検討していただく とよい。)	附属書 A の 4. 項を削除いたしました。
30	高橋千晴	附属書 B 例 1		E	ILACAPAC 検定でも良	ILAC/APAC 検定でも良い	○ご指摘ありがとうございました
31	高橋千晴	附属書 B 例 1.		T	マイクロメータ校正用の温度計は、検定では不可、トレーサビリティをとる必要がある。 NITE JCT20109 技術的要求事項適用指針(マイクロメータ他)でも、温度計は“校正結果の正確さ又は有効性に影響を与える校正機器”とされている。	長さ計測にとって、温度は重要である。検定を容認する例を示すなら、他の量を示す方がよい。 温度計は、メーカー校正(認定外)が使用されている場合もある。	△ここで示す例は、環境温度測定用の温度計であり、IAJapan の技術要求事項適用指針 JCT20109 で校正結果の正確さ又は有効性に影響を与え得る校正用機器として例示するマイクロメータ校正の近傍温度及び物体温度測定用の温度計とは別の温度計である。したがって当初の提案通りとさせていただきます。 一方、RL331 で「検定」という用語を使用することについては、その用語の意味するところ(計量法に規定された法定計量用語であり、その目的が単なる点検とは異なる)を正確に理解して使用していないのでその用語を削除し、「点検」に改めました。その上で、近傍温度、物体温度測定用の温度計については、場合により計量トレーサビリティが必要であることを追記いたしました。
32	高橋千晴	附属書 B 例 5.		E	国家標準 ILAC/APLAC メンバ	ILAC/APAC メンバ	○ご指摘ありがとうございました
33	高橋千晴	附属書 B 例 5.		E	参照標準 標準液 Pb:1000 mg/L	Pb:1000 mg/L 他の成分も同様	○ご指摘ありがとうございました。スラッシュを見えやすくいたしました。
34	下田勝二	3.1 2)	2	E	規格タイトルに仏語併記は不要ではないか(他の ISO 関連規格には英のみ	Laboratoires de biologie médicale — Exigences concernant la qualité et la	○ご指摘ありがとうございました。採用させていただきました。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」又は「E(編集上のコメント)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					又は英・和のみであるが、この規格のみ仏も併記)	competence の削除	
35	後藤哲久	1.2 背景	下から 6 行目	E	17025:2018 となっている	17025:2018 と 5 と 2 の間に:を入れる。	○ご指摘ありがとうございました
36	後藤哲久	6.1	1	E	JIS Q 17025 の 6.5 となっている。	JIS Q 17025:2018 6.5 に修正	○ご指摘ありがとうございました
37	後藤哲久	6.1 注 3	3	E	ILAC/APEC のフォントが和文のフォントになっている	この部分のフォントを他の英文字に併せる	○ご指摘ありがとうございました
38	後藤哲久	6.1.1	1	E	2018: 6.5.2 と余分な:が有る	:(コロン)を削除する	○ご指摘ありがとうございました
39	後藤哲久	6.1.1a)	1	E	CIPM-MRA と M と M の間にハイフンが入っている	他の所に併せて-(ハイフン)を削除するか、全文書で統一的にハイフンを入れる。	○ご指摘ありがとうございました。ハイフンは削除いたしました。
40	後藤哲久	6.1.1 f)		T	何が承認される校正等なのか内容が分からない。	具体的に書く(少なくとも例示する)か削除する。	×6.1.1 f)は、6.1.1a)～e)に当てはまらないもので、このまま存置させていただきました。
41	後藤哲久	6.1.2 e)		T	内容が全く分からない。注 2 に記載があるが元の 6.1.1 の記載自体に具体性がない。	具体的に記載をするか削除する	×同上
42	後藤哲久	6.1.2 注 4	下から 2 行目	E	17025 :2018 と 5 と :の間に余分なスペースがある	17025:2018 とする。	○ご指摘ありがとうございました
43	後藤哲久	6.2		E	17034: 2018 となっている	:と 2 の間のスペースを削除する	○ご指摘ありがとうございました
	(以下余白)						

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」又は「E（編集上のコメント）」の区分をご記入ください。